

入札参加制限に関する Q & A

1. 手持ち工事件数の制限について

問1 現在、平成28年度に室蘭市が発注した一般土木工事を2件施工中で、どちらも制限付き一般競争入札で発注されたものです。

平成29年度以降は、手持ち工事のどちらか一方が完了(本書において工事発注部署に工事完成通知書を提出し、受理されることを指す)しなければ、室蘭市が発注する一般土木工事の入札に参加できないのでしょうか。

答1 手持ち工事件数の制限は平成29年度から導入するため、平成28年度以前に発注した工事は対象外となります。したがって、現在施工中の工事が完了しなくとも、室蘭市が発注する工事の入札に参加できます。

問2 室蘭市が発注した一般土木工事と建築工事を各1件ずつ施工中の場合、手持ち工事のどちらかが完了しなければ、室蘭市が発注する一般土木工事の入札に参加できないのでしょうか。

答2 手持ち工事件数の制限は、一般土木工事と建築工事が対象となりますが、手持ち工事件数は工種ごとに2件まで認められていますので、お問い合わせの段階では、室蘭市が発注する一般土木工事の入札に参加できます。

問3 室蘭市が発注した建築工事を2件施工中であっても、一方が都市建設部発注、他方が市立病院事務局発注と、発注元の部署が異なる場合は手持ち工事件数を1件ずつカウントし、引き続き室蘭市が発注する建築工事の入札に参加できますか。

答3 発注元の部署が異なっても、どちらも室蘭市発注の工事としてカウントされますので、同一工種(一般土木工事又は建築工事に限る)で2件施工中であれば、どちらかが完了しなければ、室蘭市が発注する同一工種の入札に参加できません。

問4 室蘭市が発注した一般土木工事を2件、建築工事を2件施工中の場合、手持ち工事のいずれか1つが完了しない限り、室蘭市が発注する工事の入札には一切参加できないのですか。

答 4 手持ち工事件数の制限は、一般土木工事と建築工事のみが対象となりますので、これらの手持ち工事件数が2件であっても、制限の対象とならない舗装工事や板金工事などの入札に参加することができます。

問 5 室蘭市が発注する一般土木工事と建築工事の入札については全てが手持ち工事件数制限の対象となるのですか。

答 5 原則として全て対象となりますが、例外的にこれらの工種であっても、災害復旧工事や特別共同企業体(以下JVと表記します)により施工される工事の入札、見積合わせにより随意契約(ただし落札者が無い場合の随意契約を除く)される工事その他市が制限をかけることが適当でないといみなす工事については対象になりません。

制限付き一般競争入札において手持ち工事件数制限をかける場合は、当該入札公告文中に必ずその旨を記載します。

問 6 室蘭市が発注したJVによる一般土木工事2件を、構成員として施工中の場合、手持ち工事のいずれか1つが完了しない限り、室蘭市が発注する一般土木工事の入札には参加できないのですか。

答 6 JVにより施工される工事の入札は手持ち工事件数の制限がかからない入札であり、そのような入札で落札した工事は、以降も手持ち工事件数としてカウントされませんので、他の一般土木工事の入札にも参加できます。

問 7 入札参加申請時点で室蘭市が発注した一般土木工事を2件施工中でも、そのうち1件の工期末が入札日の3日前でそれまでに完了が明らかな場合は、手持ち工事件数を1件見込みとして、一般土木工事の入札に参加することはできますか。

答 7 手持ち件数を確認する基準日は入札参加申請日となっていますので、この時点では一般土木工事の入札に参加できませんが、完了後まだ申請期間中であれば参加できます。また、その場合完了と申請日が同日であっても問題ありません。

問 8 室蘭市が発注した建築工事を 1 件落札して手持ち工事件数が 2 件になりましたが、契約締結前であれば別の建築工事の入札に参加申請することはできますか。

答 8 手持ち工事期間は、落札日から完了までの期間としていますので、この場合は契約締結前であっても申請できません。

問 9 室蘭市が発注した一般土木工事 1 件を施工中ですが、完了前に新たに同一工種の他の入札 3 件への参加申請することは可能ですか。

答 9 手持ち工事件数が 2 件に達していなければ当該入札への参加申請は可能ですが、いずれかの入札を落札し、同一工種の手持ち工事件数が 2 件となった時点で、申請済みであっても他の同一工種の入札への参加資格を失うことになります。

問 10 室蘭市が発注した一般土木工事 2 件を施工中ですが、そのうちの 1 件について室蘭市の都合により工期延長を伴う変更契約を締結したため、当初の工期どおり完了できなくなり、予定していた他の入札に参加申請できなくなってしまいました。何か救済措置はありますか。

答 10 工事発注担当課が請負者の責めによらないと認める工期延長を伴う契約変更があった場合に限り、請負者の申請に基づき、当該工期延長による期間を手持ち工事件数制限の適用から除外することができます。この場合、当初の工期末をもって適用除外となり、その翌日から他の入札への参加申請が可能となります。工期延長しても完了の方が先であれば、通常通り直後に参加申請が可能です。

2. 同日落札制限について

問1 室蘭市が発注する建築工事の入札を落札したJVの構成員は、代表者でなければ単体で同日の建築工事の入札に参加することはできますか。

答1 代表者であるかそれ以外の構成員であるかによらず、建築工事の入札を落札したJVの構成員は同日の建築工事の入札に参加することはできません。

単体・JVを問わず、同日の他工種(一般土木等)工事の入札には参加することができません。

問2 室蘭市が発注するJVによる建築工事の入札にA社・B社・C社で構成されるJVとして参加し、落札した場合、同日に発注する別のJVによる建築工事の入札にB社・C社・D社で構成されるJVが参加することはできますか。

答2 一部でも構成員が重複するJV、JVがあり、どちらか一方が建築工事の入札を落札した場合、他方が同日の別の建築工事の入札に参加することはできません。

単体・JVを問わず、同日の他工種(一般土木等)工事の入札には参加することができません。

問3 室蘭市が発注する一般土木工事と建築工事の入札については全てが同日落札制限の対象となるのですか。

答3 原則として全て対象となりますが、例外的にこれらの工種であっても、災害復旧工事や、見積合わせにより随意契約(ただし落札者が無い場合の随意契約を除く)される工事その他市が制限をかけることが適当でないといみなす工事については対象になりません。

制限付き一般競争入札において同日落札制限をかける場合は、当該入札公告文中に必ずその旨を記載します。

(注) 網掛け部分は前回更新時からの変更点です。